

守口市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療的ケア児を受け入れるため、市内の私立認定こども園、保育所、小規模保育事業又は事業所内保育事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2第1項に規定する認可外保育施設を除く。以下「認定こども園等」という。）に対し、看護師、准看護師、保健師若しくは助産師（以下「看護師等」という。）又は認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第10条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。）である保育教諭等（保育教諭、保育士、幼稚園教諭又は子育て支援員をいう。以下同じ。）（以下「対象保育教諭等」という。）を配置して医療的ケアを行う事業等の実施に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する守口市医療的ケア児保育支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (2) 保育所 法第39条第1項に規定する保育所をいう。
- (3) 小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (4) 事業所内保育事業 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (5) 医療的ケア 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第1項に規定する医療的ケアをいう。
- (6) 医療的ケア児 人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1号から第3号までに掲げる小学校就学前子どもに該当する医療的ケア児（次条及び別表において「対象児童」という。）を受け入れる認定こども園等とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 看護師等又は対象保育教諭等を配置し、対象児童の医療的ケアを実施する事業

(2) 前号の事業により配置された看護師等又は対象保育教諭等を補助し、対象児童の保育を行う保育教諭等の加配を行う事業

2 前項各号に掲げる事業に係る経費について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付その他の施策により、その経費が交付される場合は、前項の規定にかかわらず、補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助基準額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、別表の左欄に掲げる種別ごとに、同表の中欄に掲げる補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と同表の右欄に掲げる補助基準額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、守口市医療的ケア児保育支援事業補助金交付申請書に別に定める書類を添えて、市長が別に定める日までに、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと決定したときは、守口市医療的ケア児保育支援事業補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定をする場合においては、交付の目的を達成するため必要な範囲内で、条件を付することができる。

(補助金の概算払の請求)

第8条 市長は、必要と認めるときは、前条第1項の規定により決定した交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、概算払を受けようとするときは、交付決定

後速やかに補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第9条 市長は、前条第2項の規定による概算払の請求があったときは、当該請求があった日から起算して30日以内に補助金の概算払をするものとする。

(変更交付申請)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定後、第6条の規定による申請の内容を変更して変更交付申請を行う場合には、守口市医療的ケア児保育支援事業補助金変更交付申請書を、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきものと認めたときは、守口市医療的ケア児保育支援事業補助金変更交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、守口市医療的ケア児保育支援事業補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(請求)

第13条 補助事業者は、前条に規定する確定通知書の送付を受けたときは、第8条の規定による概算払により既に交付を受けた補助金の額が前条の規定による確定額を下回る場合には、市長が別に定める日までに、市長に補助金交付請求書を提出するものとする。

(交付)

第14条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(精算)

第15条 補助事業者は、第8条の規定による概算払により補助金の交付を受けた場合において、当該補助金の額が第12条の規定により確定した補助金の額を上回るときは返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象者でなくなったとき。
- (2) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) その他市長が適当でないとしたとき。

2 市長は、補助金の交付決定の取消しを行ったときは、理由を付して補助事業者に守口市医療的ケア児保育支援事業補助金交付決定取消通知書により通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に補助事業者に交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(実地調査等)

第18条 市長は、補助金の適正かつ円滑な執行を図るため、職員に実地調査を行わせ、又は補助事業者に必要な書類の提出を求めることができる。

(帳簿等の整備及び保管)

第19条 補助事業者は、経理の状況を常に明確にし、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を10年間保存しなければならない。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、守口市医療的ケア児保育支援事業補助金主管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月10日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年12月8日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の守口市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後に要した補助対象経費に係る補助金について適用し、同日前に要した補助対象経費に係る補助金については、なお従前の例による。

別表 (第5条関係)

種別	補助対象経費	補助基準額
第4条第1項第1号に掲げる事業	第4条第1項第1号に掲げる事業の実施に伴う看護師等又は対象保育教諭等の配置に要する報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費及び印刷製本費をいう。)、役務費(通信運搬費及び手数料をいう。)、委託料、使用料及び賃借料、	1 か所当たりの補助基準額は、第1号に掲げる額(2人以上の対象児童の受け入れが見込まれる認定こども園等にあつては、同号及び第2号に掲げる額の合計額)とする。 (1) 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 ア 主として看護師等を配置して対象児童の医療的ケアを行う場合 年額5,290,000円(看護師等を配置している月数が12月に満たない場合には、5,290,000円に当該月数を乗じた額を12で除して得た額) イ 主として対象保育教諭等を配置して対象児童の医療的ケアを行う場合 年額4,950,000円(対象保育教諭等を配置している月数が12月に満たない場合には、4,950,000円に当該月数を乗じた額を12で除して得た額) (2) 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 ア 看護師等を複数配置している場合 5,290,000円(看護師等を2人以上配置している月数が12月に満たない場合には、5,290,000円に当該月数を乗じた額を12で除して得た額) イ 前号アに該当する場合であつて、対象保育教諭等を配置することにより、看護師等又は対象保育教諭等を複数配置している場合 4,950,000円(看護師等又は対象保

	備品購入費並びに補助金及び交付金 (以下この表において「報酬等」という。)	<p>育教諭等を2人以上配置している月数が12月に満たない場合には、4,950,000円に当該月数を乗じた額を12で除して得た額)</p> <p>ウ 前号イに該当する場合であって、看護師等を配置することにより、看護師等又は対象保育教諭等を複数配置している場合 5,290,000円(看護師等又は対象保育教諭等を2人以上配置している月数が12月に満たない場合には、5,290,000円に当該月数を乗じた額を12で除して得た額)</p> <p>エ 対象保育教諭等を複数配置している場合 4,950,000円(対象保育教諭等を2人以上配置している月数が12月に満たない場合には、4,950,000円に当該月数を乗じた額を12で除して得た額)</p>
第4条第1項第2号に掲げる事業	第4条第1項第2号に掲げる事業の実施に伴う保育教諭等の加配に要する報酬等	1 か所当たり年額2,232,000円(保育教諭等を配置している月数が12月に満たない場合には、2,232,000円に当該月数を乗じた額を12で除して得た額)

備考 この表における「複数配置している場合」とは、配置した看護師等又は対象保育教諭等について、1年度における常勤換算をした人数の合計が1人を超えている場合をいう。